

平成28年6月19日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 監督責任について
(認知症に関する判決をめぐって)
- 不当景品及び不当表示防止法について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.27



エバー総合法律事務所

監督責任について (認知症に関する判決をめぐって)

「監督」とは、スポーツ、映画、工事現場など様々な場面で用いられ、指導、指図や取締りを行うこと、またそれらを行う人や機関を指します。「監督」の責任については、民法上重要な監督責任の規定として、不法行為の責任無能力者に対する監督責任(714条)、使用者の監督責任(715条)があり、今回は、前者の監督責任について、認知症の方の監督責任を問われた最高裁(平成28年3月1日判決)にも触れながら述べます。

責任無能力者とは、①未成年者であり責任を認識・判断できる能力を欠く方(過去の判例では11、12歳の年齢が判断の分かれ目の要素になっています)、②精神疾患などにより精神に障害があり責任を認識・判断できる能力を欠く方、です。不法行為があった場合に加害者に責任能力があれば他人に与えた損害を自分で賠償する必要がありますが、責任能力がなければ賠償義務を問えず、責任無能力者を監督する法定の義務を負う方(監督義務者)が責任を負います。①の場合、親などの親権者が監督義務者になり、②の場合、親、兄弟、配偶者、成年後見人など、具体的事案によって監督義務者を判断する必要が生じます。

監督義務者の責任は、法文上は原則負うものと考えられ、監督義務を怠らなかつたとき、又は監督義務を怠らなくても損害が生ずべきであったとき、(これらを監督義務者が証明する必要があります)責任は負わないとされています。

前記最高裁の事例は、認知症で徘徊中の男性が列車にはねられ死亡した事故につき、JR東海が妻と長男に損害賠償を求めた事案です。男性(91歳)を、妻(85歳、介護認定あり)や子供(その妻も含めて)たちで懸命に家族介護をしていたところ、妻が居眠りした際に徘徊したのですが、(1審)名古屋地裁は両方に全額賠償義務を認め、(2審)名古屋高裁は妻のみを監督義務者として認め、義務違反による一部の賠償義務を認めました。これに対して、最高裁は同居の配偶者という理由だけで監督義務者にはあたらないとしました。もっとも、法定の監督義務者に該当しない者であっても、身分関係や日常生活における接触状況から、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には賠償義務を問える場合もありうるとしました。家族介護の疲弊による被害も報道される中での1審判決は介護家族への理解のない切ない判断として報道され、最高裁は実情を理解した穏当な判断としての評価もされましたが、責任無能力者による被害への方策を考えることも重要であり、監督義務の存否や義務違反の有無を状況に即して具体的に考えていくことには変わりはありません。保険による対処も可能になり、ご家族の判断力低下の際の対応にお悩み場合にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成28年6月21日(火)、6月29日(水)、7月5日(火)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

不当景品及び 不当表示防止法について

商品やサービスを求める際には、商品や広告に記載された表示を参考にしたり、付属の景品に惹かれて購入の判断をすることもあると思います。

しかし、表示された内容が実際の内容よりも良く表示されていたり、過大な景品で消費者を誘うことは公正な競争を阻害し消費者には不利益になるので、「不当景品類及び不当表示防止法」によって規制されています。もともとは公正な競争を守るための独禁法の特例法として設けられましたが、平成21年に一般消費者保護の視点を明確にしました。

この法律では不当表示の場合として、①優良誤認表示の禁止、②有利誤認表示の禁止、③その他誤認されるおそれがある表示の禁止、を定めています。

①は商品・サービスの品質、規格、その他の内容について実際のものより著しく優良だとしたり、事実に相違して他の業者より著しく優良だとする表示で不当に顧客に誘いかけるものです。例えば、等級や製造方法などが例として挙げられますが、そのほかにも中古車の走行距離や予備校の合格実績などもあります。②は商品・サービスの価格、その他の取引条件について実際のものや他の業者より著しく優良だと誤認させる不当な表示です。例えば、二重価格表示といって販売価格より高い他の価格を併べて表記し、より割安感を出すこと目的とした表示方法がありますが、比較する価格が適正な表示ではない場合には、不当表示になります。③で消費者庁のHPで

公表されているものとして、i) 無果汁の清涼飲料水等、ii) 商品の原産国、iii) 消費者信用の融資費用、iv) 不動産のおとり広告、v) 老人ホームに関する不当表示がありますので広告等の表示の際には注意が必要です。

今回景品規制については省略しますが、消費者庁のHPにて価格、総額などを公表しておりますし、また業種ごとの規制もありますので、景品、懸賞などを販促活動としてお考えの方はご確認ください。

不当表示にあたる場合には、行政指導のみならず措置命令を受ける可能性があります。この場合事業者の故意過失は問いません。違反者には刑事罰も予定しています。

平成26年6月の改正法で事業者は景品類等の提供や表示方法について適正管理のための必要な体制の整備その他の必要な措置を講じる義務が生じました。これについては行政からの指針 (http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141210premiums_3.pdf) が公表されています。未整備の場合には指導、助言、勧告、公表という対処方法も法定されました。平成26年11月の改正法ではさらに課徴金制度も採り入れられました（この点は平成28年4月末日現在では未施行）。セールストークも含めて広告等の表示については従業員への指導も含めて十分ご配慮いただくことをお勧めします。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

| | |
|----------|-------------------------|
| 着手金 | 30万円プラス消費税 |
| 預り金 | 10万円程度 |
| 報酬 | 全額回収できた場合 60万円プラス消費税 |
| 200万円の場合 | 32万円プラス消費税 |

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

| | |
|-----|------------------|
| 着手金 | 30万円から50万円プラス消費税 |
| 預り金 | 5万円程度 |
| 報酬 | 30万円から50万円プラス消費税 |

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

| | |
|-------|------------------|
| 申立着手金 | 10万円から20万円プラス消費税 |
| 預り金 | 5万円程度 |

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

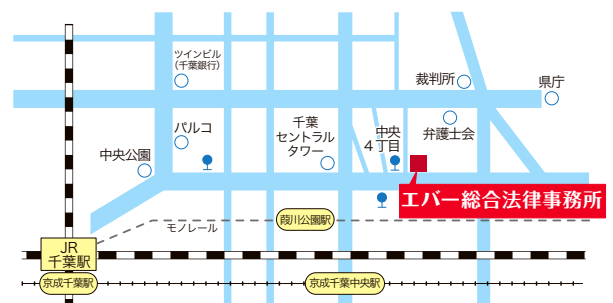
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。